

802.11ah 推進協議会 会費規程

(目的)

第1条 本規程は、会則第8条に定める、入会金及び会費の種類、金額、徴収方法等について規定する。

(入会金)

第2条 本会は、入会金を納めることを要しない。

(会費)

第3条 正会員及び準会員は、以下に定める年会費を納めなければならない。特別会員は、年会費を納めることを要しない。

- (1) 正会員 年額 30万円
- (2) 準会員 年額 5万円

(支払い方法)

第4条 年会費の支払いは、毎事業年度開始月に請求を行い、翌月末までに本会の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

(年度途中入会における会費の計算)

第5条 前条の規定にかかわらず、新規入会団体については、入会時に初年度の年会費を本会の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、正会員の初年度年会費は、第3条に規定する年会費を月割りで計算し、100円未満は切り上げた額とする。

(年会費の変更)

第6条 会員及び本会双方に利益があると判断される場合、運営会の承認を得て、当該会員の年会費を変更することができる。

(解釈)

第7条 本規程に疑義が生じた場合の解釈は、会長が行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、総会の決議による。

付則

- (1) この規程は2025年4月16日より実施する。
- (2) 初年度については、正会員および準会員の年会費は、第3条に規定する金額の半額とする。また、初年度の年会費の支払い期限は、第4条によらず2025年7月末とする。